

商工会は行きます。聞きます。提案します。

# さぼ〜と



## 第62号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

ようやくしのぎやすくなり、秋が深まってきました。皆様にはご健勝の事とお喜び申し上げます。

平素は南丹市商工会並びに各種事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

10月22日・29日と、近畿地方にも二週続けての台風襲来があり、被害にあわれた方には心よりお見舞い申し上げます。青年部主催のサンサン祭りを始め、地域イベントの相次ぐ中止と相まって店舗等の被害が発生したと思いますが、り災に対する支援策や緊急融資等もありますので一度商工会にご相談をお願いします。

さて、9月25日に月例経済報告書が発表され、景気回復期間が「いざなぎ景気を超えた可能性が高い」との認識が示されました。いざなぎ景気と言えば、高度成長期に日本経済が絶好調だった時で、それを抜き去ったという認識のようでもあります。景気が変わるといふ事は大方の場合外からの影響に寄ることが多く、代表的なものはリーマンショックの発生で、日本の景気も悪くなったのはご存知の事と思います。全速力で駆け抜けたバブル時代とゆっくりウォーキングでどこまでも歩けるような長続きしている景気回復の現在、「景気回復が実感できない」と思うところは多いですが、景気回復が緩やか過ぎて見えないのではとのことです。いずれにしても事業所の体力があるうちに、地域まで景気回復が実感できるようになってほしいものです。

南丹市商工会は平成20年4月1日に4町が合併し設立して本年で10周年の節目を迎えます。その記念事業として12月8日(金)に、記念式典に引き続き「激動する日本経済 輝く地域・輝く人の条件」と題し、経済ジャーナリストの渋谷和宏氏によります記念講演会を、南丹市国際交流会館コスモホールで午後2時30分過ぎから開催します。講演会については一般の皆様もご参加いただけますので、お誘いあわせの上多数の方のご来場をお待ちしております。

# 中小企業等復興支援事業補助金のご案内



京都府と南丹市商工会では、中小企業応援隊による伴走支援により、平成 29 年台風 21 号による被害を受けた中小企業等の復旧・復興を支援いたします。

|                      |                                                                                                                                                         |                                        |                   |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------|
| 対象事業者                | 市内に事業所を有する中小企業等<br>* 平成 29 年台風 21 号により被害を受け、復旧・復興などを旨とする被災(り災)証明書 <sup>1</sup> を有する者 ※被災(り災)証明書は南丹市へ申請し証明を受けてください。                                      |                                        |                   |
| 対象事業内容               | 設備更新、機器の修理、店舗修繕をはじめとする中小企業等の一日でも早い事業再開・再生、売上回復などに繋がる事業                                                                                                  |                                        |                   |
| 対象経費(例)              | <b>【被害による復旧・復興等の取組に係る経費】</b>                                                                                                                            |                                        |                   |
|                      | 項目                                                                                                                                                      | 対象経費(例)                                |                   |
|                      | (1) 大規模な設備更新に対する補助                                                                                                                                      | ボイラー・保冷庫等設備の買い替え、事業用車両の買い替え、壁・床等の店舗修繕等 |                   |
| (2) 小規模な機器の修繕等に対する補助 | 機械等の修繕、畳入れ替え、屋根・床修繕、店内清掃・消毒費、什器備品類買い替え、土砂撤去・搬出、ゴミ廃棄処分費、復旧セール開催経費、チラシ印刷等                                                                                 |                                        |                   |
|                      | [補助対象経費に含まれないもの]<br>人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、対象事業期間以外のリース費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用 |                                        |                   |
| 補助金額                 | <b>【補助金の補助率及び補助上限額】</b>                                                                                                                                 |                                        |                   |
|                      | 項目                                                                                                                                                      | 補助率                                    | 補助上限額             |
|                      | (1) 大規模な設備更新に対する補助                                                                                                                                      | 15%以内                                  | 上限100万円<br>下限10万円 |
| (2) 小規模な機器の修繕等に対する補助 | 2分の1以内                                                                                                                                                  | 10万円                                   |                   |
| 対象事業期間               | 平成29年10月23日(月)～平成30年2月28日(水)までに実施される事業が対象                                                                                                               |                                        |                   |
| 申請受付期間               | 平成29年11月13日(月)～平成29年12月28日(木)                                                                                                                           |                                        |                   |

※公募要領・申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます。

※その他、詳細については、商工会本所、各支所までお問い合わせください。

# 台風21号 災害対策緊急資金のご案内



平成 29 年台風 21 号により直接被害を受けた中小企業の皆さまを支援するため、災害復旧に必要な資金の円滑な供給を目的とした融資制度を実施しておりますので、ご活用ください。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資対象となる方      | <p>◆京都府内に営業所又は事業所があり、府内で 6 ヶ月以上継続して同一事業を行っている中小企業者又は組合で、京都府・京都市が指定する災害等により直接被害を受け、市町村長が発行するり災（被災）証明を受けた方</p> <p>《中小企業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎法人の場合…府内に営業所又は事業所がある企業</li> <li>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</li> </ul> <p>《組合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>※京都府税・京都市税（京都市民または同市内に営業所等を有する方以外は府税のみ）の滞納がないこと</p> |
| 資金使途<br>融資期間等 | <p>◆運転資金・設備資金 10年以内</p> <p>&lt;原則として均等月賦返済、必要に応じ2年以内の据置可&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 融資利率          | ◆年0.9%（固定金利）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 融資限度額         | <p>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円</p> <p>ただし、保証協会の保証利用可能額の範囲内</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 担保・保証人        | <p>◆保証協会の保証が必要</p> <p>&lt;原則法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要&gt;</p> <p>※通常の保証料から最大0.3%引き下げ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 受付期間          | <p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫 他</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 実施期間          | ◆平成29年10月27日～平成30年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

# 平成30・31年度南丹市競争入札参加資格審査申請書の受付について



南丹市が発注する測量・建設コンサルタント等業務、物品・役務等に係る競争入札（または見積もりによる調達）に参加を希望される方は、参加資格審査申請書の定期受付（建設工事は追加受付）が、下記の通り行われます。

1. 申請の受付期間 平成29年11月1日（水）～同年11月30日（木）まで  
（午前9時～正午・午後1時～5時、土・日・祝日を除く）  
※郵送の場合は、平成29年11月30日（木）の消印有効
2. 提出方法 要領の書類を上から順に重ねたものを持参または郵送にて提出してください。
3. 提出先 南丹市役所 総務部監理課
4. 有効期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日まで（2年間）  
※ただし、建設工事については、平成30年4月1日～平成31年3月31日まで（1年間）
5. 提出書類 南丹市ホームページ (<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>)  
「事業者の方へ」の「入札・契約情報」から入手して下さい。
6. 注 意 建設工事については、平成29・30年度の定期受付が平成28年11月に終了しており、今回はその申請漏れ等を対象としています。したがって、既に申請済みの場合もしくは変更がない場合は、今回の追加申請は不要です。

◆お問い合わせ先 総務部監理課 ☎ 0771-68-0086 Fax 0771-62-3122  
Eメール [kanri@city.nantan.lg.jp](mailto:kanri@city.nantan.lg.jp)



## 平成30年度京都府建設工事指名競争入札参加資格審査申請の中間受付について



京都府（警察本部、教育庁、関係公社等を含む）が発注する建設工事の指名競争入札参加資格審査申請の中間受付については、11月に行います。

なお、平成28年11月（平成29年2月の追加申請含む）に、平成29・30年度京都府建設工事指名競争入札参加資格審査に申請を行い、平成29年度の入札参加資格をお持ちの方で、業種追加またはISO・障害者雇用等に係る変更がない場合は、今回申請する必要はなく、次回の定期受付（平成30年11月予定）に申請をしてください。

### \* 受付期間・受付場所及び時間

| 対象業種等                                                                      | 受付場所                                      | 受付期間及び受付時間                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <対象業種><br>建設工事の請負<br>（土木工事並びに建築及び設備その他工事）<br><対象者><br>南丹土木事務所管内に主たる営業所を置く方 | 窓口申請<br>※<br>南丹土木事務所 総務契約室<br>（園部総合庁舎 3階） | 平成29年11月24日（金）～<br>平成29年11月30日（木）まで<br>（土日を除く）<br>午前 9:30～11:30<br>午後 1:15～ 4:00 |

※郵送による資格申請の受付は行っていませんので、必ず上記受付場所で資格申請を行ってください。（電子申請による受付はありません）

☆詳細については、京都府ホームページ（<http://pref.kyoto.jp/>）  
『産業・しごと>入札情報>入札参加資格』に掲載されています。

### \* お問い合わせ

京都府建設交通部指導検査課調整担当 TEL 075-414-5228  
南丹土木事務所 総務契約室 TEL 0771-62-1527

## 京都学園大学での合同企業説明会開催のご案内



学生や若者と、南丹地域の各事業所との交流による合同企業説明会を開催いたします。新卒生の採用を希望されている事業所の方はもちろん、今後採用を検討されている事業所の方もお気軽にご参加ください。

<開催日>平成30年3月9日(金) 13:00~16:00

<場所>京都学園大学 太秦キャンパス

<来場対象者>平成30年3月卒業予定の学生  
平成31年3月以降に卒業予定の学生

<対象事業者>新卒生の新規採用を希望している、南丹市に立地し、ものづくり産業、福祉事業及び観光関連事業を営む事業所

<内容>12:00~ 参加事業所準備開始  
13:00~ 説明会開始。参加者は各事業所ブースを自由訪問  
16:00~ 説明会終了。撤収作業。

<申込方法>南丹市のホームページに掲載する申込書及びエントリーシートに必要事項を記入の上、メールにて下記までお申込ください。  
10社程度(先着順)

<出展料>無料

<申込期間>平成29年11月13日(月)~平成29年11月30日(木)

\*お問い合わせ

南丹市農林商工部商工観光課 TEL 0771-68-0050

Eメール [ueno366@city.nantan.lg.jp](mailto:ueno366@city.nantan.lg.jp)

担当: 上野

## 「ほほえみスクラッチカード」イベントについて



南丹市商工会商業部会では、例年恒例の年末事業として、スクラッチカードイベントを下記の要領で実施します。

◎期間 平成29年12月4日(月)~12月24日(日)

◎使用期限 平成30年1月14日(日)

◎内容 現金お買上げ500円毎に微笑みスクラッチくじ1枚進呈。  
「あたり」ができれば500円のお買い物券として、イベント参加店にて使用できます。

\*詳しくは、12月3日の新聞折込みチラシにより周知します。

# BCP策定支援ワークショップ



—緊急事態に京都の企業が生き抜くために—

## 事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)

企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたときを想定し、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するための事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のことをいいます。

東京海上日動火災(株)を講師として、BCP策定を検討している企業を対象にワークショップ形式での「BCP策定支援ワークショップ」を開催いたします。

模擬的に災害対応を行うシュミレーションによりBCP策定の必要性について体験をするとともに、策定シートを基にBCP策定の演習を行うことによりBCP策定のノウハウが得られます。

ワークショップ受講後は、ぜひ自社でBCPを策定してください。その後、担当者がご希望に応じて参加企業へ個別に訪問し、策定したBCPについて確認を行う個別フォローを実施しますので、BCP策定に大きな経営資源投入が難しい小規模事業者の皆さまでも十分にBCP策定が可能となります。

\*日時・場所 府内各地で開催しますので、いずれかにご参加ください。  
各回 13:00 から 17:00 (受付 12:30~)

① 平成 29 年 11 月 21 日 (火) 京都府宮津総合庁舎 1 階第 2~3 会議室  
【宮津市会場】 宮津市吉原 2686-2

② 平成 29 年 12 月 19 日 (火) 京都府宇治総合庁舎 1 階大会議室  
【宇治市会場】 宇治市宇治若森 7-6

③ 平成 30 年 1 月 23 日 (火) 京都府綾部総合庁舎 2 階第 1 会議室  
【綾部市会場】 綾部市川糸町丁畠 10-2

④ 平成 30 年 2 月 7 日 (水) 京都府庁職員福利厚生センター 3 階第 1~3 会議室  
【京都市会場】 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

※申込締切は、各回とも開催の 14 日前まで

\*主 催 京都府

\*お問合せ・お申込 京都府防災消防企画課

TEL 075-414-4475 FAX 075-414-4477

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町



# 移動法律相談会のご案内



- 商品を買ったが代金が回収できない！
  - 仕入先や販売先とトラブルになっている
  - 多重債務に苦しんでいる
  - 従業員とのトラブルに悩んでいる
- など、経営上の法律トラブルはありませんか？

京都府商工会連合会経営安定特別相談室は、商工会と連携して、中小・小規模事業者の皆さまの経営に関する法律上のトラブルや悩みについて、弁護士による無料法律相談会を開催いたします。

○日 時 平成 29 年 12 月 5 日（火） 13:30～16:30

○場 所 南丹市商工会 本所

\*お申込は、事前予約制です。詳細については商工会までお問い合わせください。

# 軽減税率対策補助金のご案内



消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

申請書と証拠書類（内訳の分かる支払の証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請ができます。また、申請は、随時受付を行っています。

## レジ・導入型

複数税率対応の機能を有する POS 機能のないレジを対象機器とし、その購入費用

## レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用

## モバイル POS レジシステム

複数税率対応のレジ機能サービスをタブレット・PC・スマートフォン の汎用端末とレシートプリンタを含む付属機器を組み合わせるレジとして利用する場合の費用

## POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用



☆これらの導入パターンのすべてが補助金の対象となります。

(複数税率対応レジの導入支援 (A型))

|       |                                                                                                                                                             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要    | 複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。(レジには、POS機能のないレジ・モバイルPOSレジシステム・POSレジシステムなどを含みます)                                                                  |
| 補助率   | ① 導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3/4<br>② 導入費用が3万円以上の機器 2/3<br>③ タブレット等の汎用機器 1/2                                                                                  |
| 補助上限額 | レジ1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。                                                                      |
| 補助対象  | ●レジ本体 ●レジ付属機器(レシートプリンタ、クレジットカード決済端末など) ●機器設置に要する経費(運搬費を含む) ●商品マスタの設定費用<br>※リースの場合も対象です。また、具体的な対象機種等は、ホームページで公表します。<br>なお、型番リスト以外のレジの導入・改修は対象外となりますのでご注意ください |
| 申請手続  | 基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー・販売店・ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。                                                                 |
| 申請期限  | 導入・改修完了後、支払を済ませた上で、すみやかに事務局宛に交付申請をして下さい。受付期限は平成30年1月31日(消印有効)となります。                                                                                         |

\*また、電子的な受発注システムに、複数税率に対応するための改修・入替を行う補助金(受発注システムの改修等支援(B型))もあります。

※申請に際しては、公募要領及び申請の手引きを必ず参照して下さい。

※詳しくは、下記、軽減税率補助金事務局もしくは、レジメーカーにご確認ください。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

軽減税率対策補助金事務局 <http://kzt-hojo.jp/>

お電話でも問合せを受け付けています。

軽減税率対策補助金事務局 コールセンター

(受付時間: 9時~17時(土・日・祝除く) / 通話料有料)

0570 (081) 222 (IP電話等からの番号 03 (6627) 1317)

消費税軽減税率補助金説明会  
～POSレジ等導入支援～



平成31年10月に消費税が10%へ増税され、また軽減税率が適用されることに伴い、中小企業においては業種にかかわらず「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが日常的に求められます。これらの事務負担を軽減するため、POSレジ等の導入と導入に係る支援制度について、ご説明いたします。

●日時 平成29年12月7日（木）午後6時30分～午後9時

●場所 京丹波町商工会館

〒622-0214 船井郡京丹波町蒲生野口45-1 TEL 0771-82-0575

●内容 ・消費税軽減税率制度、軽減税率対策補助金の説明  
・補助対象レジスターの説明

\* お問い合わせ・お申込みは、商工会まで。

## 労働トラブル解決制度のご案内

配置転換に応じない、退職の条件が折り合わない等、事業主と労働者間の労働条件等に関する紛争の円満解決に向け、公平・中立の立場のあっせん員が労使の話し合いをとりもちます。

**手続は簡単・無料！**

**秘密厳守で、迅速な解決を目指します**

※福知山市内でのあっせん開催も可能です。また労働組合との紛争にも対応しています。

《お問い合わせ》

京都府労働委員会事務局 TEL 075-414-5733

<http://www.pref.kyoto.jp/kyoroi/>

## 「そのべとんどまつり」廃止のお知らせ

これまで、南丹市商工会園部支部が主体となり例年1月15日に開催をして参りました「そのべとんどまつり」をこの度、廃止する運びとなりましたので、お知らせ致します。

伝統行事である小正月の行事として昭和57年より実施し35年もの間、市民の皆様にご親しまれて参りましたが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。地域の皆様方のご支援ご協力、誠にありがとうございました。

# 青年部だより

## 創部 10 周年記念交流会を開催しました！

平成 29 年 10 月 14 日(土)午後 6 時より八光館において「南丹市商工会青年部創部 10 周年記念交流会」を開催致しました。

南丹市長 佐々木稔納様、京都府府議会議員 片山誠治様、南丹市役所農林商工部部長 塩内公博様、そして本会より武田会長、片山女性部長をご来賓としてお招きし、OBの先輩方にも多数ご参加いただきました。

柴田部長より、開会の挨拶が述べられた後、ご来賓を代表して佐々木市長様、片山議員様、武田会長より祝辞を賜りました。それぞれ祝辞をいただいた後にはご来賓全員の紹介をさせていただきました。

次いで、南丹市商工会青年部初代部長 塩貝孝之様より乾杯の発声があり懇親会が始まりました。

終始和やかな雰囲気で行われ、10 年の歴史を振り返るスライドショーの上映や主張発表全国大会に臨む樋口佑紀さんの決意表明もあり、閉会挨拶が西田前部長から述べられ、創部 10 周年記念交流会が無事終了致しました。



※10 月 29 日(日)に開催を予定しておりました「南丹サンサン祭 2017」は台風 22 号の影響によりやむを得ず中止といたしました。





## 南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さほ~と します！！

### 挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。  
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・  
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

### 進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術  
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し  
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

### 安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指  
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主  
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務  
手続きに対し「安心」を支援します。

### 躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催  
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」  
を支援します。

### もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発  
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や  
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」  
支援します。

### ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危  
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

### 編集後記

「大人のための粉ミルク」発売という記事がありました。粉ミルク＝赤ちゃんが飲むもの  
というのが一般的なイメージですが、大手メーカーが 2014 年から販売を始め、意外に健康  
の為に、また赤ちゃんが飲んでいるからという安心感から飲んでいる方が多いのとか。も  
う一つ注目したいのが、ネーミングのユニークさ。聞きなれない言葉と併せて、組み合わ  
せが衝撃的で、メリットの方が大きかったとは販売担当者の言葉でした。まだ、商品には  
お目にかかっていませんが、秋の夜長、趣味のお供に一杯如何でしょうか。 ふ